

## 【金銭消費貸借契約条項】

以下の条項を承認の上、申込者(以下「私」という)及び連帯保証人予定者は日本海信販株式会社(以下「当社」という)と金銭消費貸借契約を、連帯保証人予定者は当社と連帯保証契約を、金員を借り受けるにあたり、それぞれ契約いたします。

### 第1条(借入金および借入金の受領方法)

私は、融資決定された金員(以下、借入金という)を当社から借り受けるものとします。また、借入金は私が指定した金融機関への振込、または当社営業店の窓口にて融資実行され受領するものとします。(但し、振込を希望する場合は振込料(実費)は私の負担となることに同意します。)

### 第2条(利息)

本契約の貸付利率は表記の通りとし、借入元金に支払利息を加算した金額を表記返済方法により、支払期日までに当社に支払います。

### 第3条(借入金の返済方式等)

- (1) 借入金の返済方式・返済(支払)回数は、表記記載のとおりとします。
- (2) 借入金の返済方法は、表記支払月の27日(当日が休業日のときは翌営業日。以下「約定返済日」という)に当社が認めた場合以外は私の指定する金融機関口座より口座振替の方法によるものとします。

### 第4条(期限の利益の喪失)

- (1) 私が、借入金の返済を1回でも遅滞したときは、残債務全額について当然に期限の利益を失い、残債務全額を直ちに支払うものとします。ただし、本項の規定は、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ、効力を有するものとします。
- (2) 私が、次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の残債務全額を直ちに支払うものとします。
  1. 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
  2. 差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし、信用に関しないものは除く)の申立があったとき、または滞納処分を受けたとき。
  3. 破産、民事再生の申立があったとき。
  4. 債務の整理のための和解、調停等の申立があったとき。または、債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
  5. 当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。
  6. 当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より20日間経過したとき(ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときは除く)。
- (3) 私が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の

残債務全額を直ちに支払うものとします。

1. 融資申込に際して、虚偽の申告があったとき。
  2. 私の経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
  3. 本契約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、私の信用状態が著しく悪化したとき。
  4. その他本契約の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
- (4) 私は、連帯保証人予定者が死亡し、または(2)若しくは(3)の各号のいずれかに該当し、当社の要求する代担保、増担保の提供若しくは連帯保証人予定者の追加に応じないときは期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。

#### 第5条(反社会的勢力の排除)

- (1) 私または連帯保証人予定者は、現在次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑥その他前各号に準ずる者
- (2) 私または連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 次の各号の事由が一つでも生じ、当社において私との取引を継続することが不適切である場合には、当社の請求によって、私はこの契約による債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を弁済します。なお、この場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が当社からの請求を受領しないなど、私が責任を負わなければならない事由により請求が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
1. 私または連帯保証人予定者が第1項各号のいずれかに該当した場合
  2. 私または連帯保証人予定者が第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合
  3. 私または連帯保証人予定者が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

#### 第6条(遅延損害金)

私が当該弁済金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該弁済金に対し、また、期限の利益喪失の場合は、期限の利益喪失日の翌日より完済に至るまで残元金に対し、実質年率 20.0%の割合による遅延損害金を支払います。

#### 第7条(支払金の繰上返済等)

- (1) 支払金の繰上返済(本契約に基づく債務の全部の返済を本契約に定める約定返済日の前に繰上げて行うことをいいます。)は、私が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認を得て行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、私は当社所定の手続きをとるものとします。
- (2) 私は、前項に定める事前の連絡の際に、返済方法および支払日を指定するものとし、残債務元

本と返済日までの日割計算による利息を支払うものとします。

- (3) 当社に対する支払が次のいずれかに該当する場合には、私への通知なくして当社が当該支払を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本契約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、または口座振込等による返金等をされても私は異議がないものとします。
1. 当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
  2. 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
  3. 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
  4. 当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に私の指定に従い当社が知らせた金額と異なる金額の支払が行われたとき。

#### 第8条(支払金等の充当順序等)

- (1) 口座振替または当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払以外の方法で私または連帯保証人予定者の当社に対する支払が行われた場合には通知なくして、当社が当該支払を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(私が返済した場合は私の、連帯保証人予定者が返済した場合は連帯保証人予定者の本契約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便振替による返金等をして、私および連帯保証人予定者は異議ないものとします。
- (2) (1)にかかわらず、私または連帯保証人予定者が事前に当社に連絡のうえ当社の承認をえて、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定にしたがい当社が私または連帯保証人予定者に通知した金額を支払った場合には、当社は、私または連帯保証人予定者の支払った金額を当該指定にしたがい充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。
- (3) 当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払の方法で私または連帯保証人予定者の当社に対する支払が当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金(当該支払が行われた日を返済日として私または連帯保証人予定者が当社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ。)があるときは、当社が私または連帯保証人予定者への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済と見なし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(私が返済した場合は私の、連帯保証人予定者が返済した場合は連帯保証人予定者の本契約以外の契約に基づく債務を含みます。)に充当し、または口座振込、郵便振替による返金等をして、私および連帯保証人予定者は異議ないものとします。

#### 第9条(連帯保証人予定者)

連帯保証人予定者は当社に対し、本契約より生ずる一切の債務につき、この約定を承認のうえ私と連帯して履行の責を負うものとします。また、連帯保証人予定者は催告の抗弁権及び検索の抗弁権

のないことを確認します。

#### 第10条(担保)

当社が債権保全のために必要と認めた場合、当社の請求によって直ちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人予定者をたて、もしくはこれに追加します。

#### 第11条(費用・公租公課等の負担)

- (1) 私及び連帯保証人予定者は、振込手数料、収納手数料(コンビニエンスストアでの支払の場合)その他の当社に対する本契約による支払金等の支払に要する費用および当社からの返金に要する費用を負担していただきます。
- (2) 私は、支払を遅延したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替回数1回につき315円(うち消費税15円)を、別に支払うものとします。
- (3) 私及び連帯保証人予定者は、当社から各種証明書の交付を受けるときは、当社所定の手数料を支払うものとします。
- (4) 本契約書の作成または本契約もしくは本契約に基づく費用・手数料に関して公租公課(消費税等を含む。以下同じ)が課される場合には、当該公租公課相当額は私及び連帯保証人予定者の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分は私及び連帯保証人予定者の負担とします。これらの費用は当社から私に請求されるものとし、別途にまたは借入金の返済時に返済金と併せて支払うものとします。

#### 第12条(届出事項の変更)

- (1) 私及び連帯保証人予定者は、住所、氏名、印章、勤務先その他届出事項に変更があった場合は、遅滞なく書面をもって当社に通知するものとします。
- (2) 私及び連帯保証人予定者は、前項の通知を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。
- (3) 当社が私及び連帯保証人予定者宛に発送した通知が、私及び連帯保証人予定者が不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、また、受領を拒絶したときは受領拒絶時に、私及び連帯保証人予定者に到着したものとみなします。ただし、私及び連帯保証人予定者にやむを得ない事情があり、私及び連帯保証人予定者がこれを証明したときはこの限りではありません。
- (4) 当社は私及び連帯保証人予定者と当社との間で本契約以外の契約がある場合において、私及び連帯保証人予定者が、住所・氏名・勤務先(連絡先)等の変更を、本契約以外の契約について届出をした場合には、私及び連帯保証人予定者と当社との間のすべての契約について、変更の届出をしたものとみなすことがあります。
- (5) (1)(4)のほか、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、私及び連帯保証人予定者は、当該取扱について異議なく承認するものとします。

#### 第13条(報告及び調査)

- (1) 私及び連帯保証人予定者の財産、経営、業況、貸付の目的事項に関する状況等について、当社から請求があったときは、直ちに当社へ報告し又は調査に必要な便宜を提供します。
- (2) 私及び連帯保証人予定者の財産、経営、業況について重大な変化を生じたとき又は生ずるおそれのあるときは、当社から請求がなくても直ちに当社へ報告します。

#### 第14条(住民票取得等の同意)

私及び連帯保証人予定者は、本契約に係る審査のため若しくは債権管理のために当社が必要と認めた場合には、私及び連帯保証人予定者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

#### 第15条(債権譲渡)

私及び連帯保証人予定者は、当社が本契約に基づく私に対する債権の全部又は一部を、担保権と共に第三者に譲渡することができることを認めるものとします。

#### 第16条(合意管轄裁判所)

私及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社の本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### <契約書のご返還について>

本契約に関し借入金額を完済されたときは本契約書を返還いたしますので、お電話でご連絡のうえご来店ください。又、郵送をご希望の場合はその旨を日本海信販までご連絡ください。なお、ご来店なき場合は、日本海信販で責任を持って処理いたしますのでご了承ください。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

本契約についてのお問い合わせ、ご相談は下記日本海信販株式会社へご連絡ください。

日本海信販株式会社本社/〒680-8555 鳥取市えびす町471

登録番号 中国財務局長(10)第00036号 日本貸金業協会会員第001954号

消費者相談窓口 TEL 0857-27-6119

貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

日本海信販が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

所在地 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 二葉高輪ビル 2F

電話 03-5739-3861

返済等でお悩みの方は日本貸金業協会(相談・苦情等受付窓口)0570-051-051

(受付時間 9:00~17:30 休・土、日、祝日、年末年始)

## 【個人情報の取扱に関する同意条項】

### 第1条(与信目的による個人情報の収集・保有・利用)

(1) 申込者(契約者)(以下「私」という)及び連帯保証人予定者(以下「連帯保証人」という)は、本契約(本申込みを含む。以下「本契約」という)及び本契約以外の契約に係る日本海信販株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断、並びに与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じた上で収集すること並びに当社が定める期間は以下の各条項に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者に提供することに同意します。

1. 私及び連帯保証人の氏名・性別・年齢・生年月日・住所・電話番号・携帯電話番号・Eメールアドレス・勤務先(お勤め先内容)・家族構成・居住状況・資産負債等、所定の申込書に記載された事項及び契約後に届出された上記事項の変更事項
2. 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座など契約内容に関する事項
3. 本契約に関する支払開始後の利用残高、支払状況等、取引履歴に関する事項
4. 本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を判断するため、又は支払途上における支払能力を判断するため、私及び連帯保証人が申告された資産、負債、収入、支出、当社が収集し保管・管理するクレジットの利用履歴、過去の債務の返済状況等
5. 私及び連帯保証人または公的機関から適法かつ適正な方法により収集した住民票等、公的機関が発行する書類の記載事項
6. 本契約に関し犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、又は当社が必要と認めた場合に、私及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載事項
7. 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている事項

(2) 私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する与信業務、与信後の債権管理・回収業務、また当社が提携先企業に委託する場合に一部又は全部を譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収業務を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

#### 【債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする会社】

「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社

(3) 私及び連帯保証人は当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(4) 私及び連帯保証人は当社が次の場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。

- ① 法令(強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。)に基づいて、公的機関等に対して提供する場合。
- ② カード契約に関してカードの有効性を通知するためにカードが利用できる加盟店に対して(1)

①の会員等の個人情報及びカード番号を提供する場合。

## 第2条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1) 私及び連帯保証人の支払能力の調査のために、当社が加盟する割賦販売法上並びに貸金業法上の指定信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、私、私の配偶者及び連帯保証人の個人情報(官報等に公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係る本人申告情報、電話帳記載情報など加盟信用情報機関及び提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含む。)が登録されている場合には当該個人情報を利用することに同意します。なお、当社は、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力に関する情報は割賦販売法及び貸金業法により、支払能力の調査の目的に限って利用します。

(2) 私、私の配偶者及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、割賦販売法及び貸金業法等に基づき私、私の配偶者及び連帯保証人の支払能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意します。

加盟信用情報機関名	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
登録情報	登録期間	登録期間
①本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に紹介した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から3ヶ月間を超えない期間
②本規約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間
③債務の支払を遅滞した事実	契約期間中及び契約終了日から5年間	事実の発生日から5年を超えない期間
④債権譲渡の事実に係る情報	—	債権譲渡の日から1年を超えない期間

(3) 私及び連帯保証人は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し利用することに同意します。

(4) 私及び連帯保証人は本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、加盟信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。

(5) 加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下表のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

①株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

フリーダイヤル 0120-810-414 ホームページアドレス <http://www.cic.co.jp/>

※主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

②株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 神田進興ビル

フリーダイヤル 0120-441-481 ホームページアドレス <http://www.jicc.co.jp>

※主にクレジット・リース事業、貸金業等の与信事業を営む企業を加盟会員とする個人信用情報機関です。

(6)上記(5)の加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関は下記のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター

(主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020

ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

\*株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構、並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しています。

(7)上記(5)(6)の各信用情報機関の業務内容、加盟資格、会員企業名等の詳細は各信用情報機関のホームページをご覧ください。

(8)上記(5)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、会員等に配偶者がある場合の当該の婚姻関係に関する情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間/支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。

第3条(与信目的以外による個人情報の提供・利用)

(1)私及び連帯保証人は、当社が下記の目的のため第1条(1)1.2.3.の個人情報を利用することに同意します。

1.当社のクレジット関連事業における市場調査、商品開発

2.当社のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内または貸付の契約に関する勧誘

3.当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

\*尚、当社の事業とは、クレジット事業(クレジットカード事業を含む)、融資事業、保証事業、生命保険・損害保険代理店業務等です。詳細は当社の定款、ホームページ等をご覧ください。

ホームページ(URL)<http://www.web-nihonkai.com/>

(2)私及び連帯保証人は、下記の当社関連会社に、第1条(1)1.2.の個人情報を保護措置を講じたうえで提供し当社関連会社が下記の目的のために利用することに同意します。

#### 【当社関連会社】

日本海サービス株式会社 鳥取市えびす町 471 TEL0857-27-6201

利用目的: 生命保険・損害保険募集代理店事業における宣伝物・印刷物の送付等の  
営業案内

- (3) 上記(2)の当社関連会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から5年間とします。

#### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1) 私及び連帯保証人は、当社及び第2条で記載する個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
1. 当社に開示を求める場合には、第7条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページ(<http://www.web-nihonkai.com/>)によってもお知らせしております。
  2. 個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条(5)記載の個人情報情報機関に連絡して下さい。
  3. 当社関連会社に対して開示を求める場合には、第3条(2)記載の連絡先へ連絡して下さい。
- (2) 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は当社が登録した情報に限り、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。また、個人情報情報機関に登録されている個人情報の内容に誤りがある場合は、個人情報情報機関が定める手続き及び方法に従い訂正・削除の申立を行うことができます。

#### 第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、私及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項(本契約書面で私が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第3条に同意しない場合でも、これを理由に本契約をお断りすることはありません。

#### 第6条(利用・提供中止の申し出)

本同意条項第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用、当社関連会社への提供を中止する措置を取ります。中止の措置については、第7条記載の窓口まで連絡して下さい。

但し、請求書等に同封される宣伝・印刷物についてはこの限りではありません。

#### 第7条(個人情報の取扱に関する問合せ窓口)

当社が保有する私及び連帯保証人の個人情報の開示・訂正・削除に関するお問合せや、利用・中止の申出等に関しましては、下記のカスタマーセンターまでご連絡下さい。

日本海信販(株) 〒680-8555 鳥取市戎町 471 カスタマーセンター TEL0857-27-6111

第8条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第2条(2)1.に基づき、当該契約不成立の理由如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上